

申告・記帳・決算
新規開業・法人設立
労働保険・一人親方
税金相談・法律相談
《相談は大宮民商へ》

大宮民商News



大宮民主商工会 〒330-0856 さいたま市大宮区三橋 3-262
TEL:048-623-6731 FAX:048-622-7162 休み:第2第4土と日祝
営業時間:9～17時 WEB <http://www.ohmiyaminsyo.jp/index.html>

2019 年
(令和元年)
12月16日
第 1038 号

税務調査 & 消費税複数税率の複雑さ について学ぶ

11月30日～12月1日にかけて、大宮民商本部による「学習懇親会」が開催されました。会場は別所沼会館ヘリテイジ浦和。

初日1コマ目は、元税務署職員の税理士による「税務調査について」の講義。「消費税課税事業者の線引きである売上げ1,000万円前後と、簡易課税の線引きである売上げ5,000万円前後の事業所、『この所得で生活できるのか?』というくらい所得の低い事業所などを、税務署はチェックする」「税務調査の通知電話があった時は、『事前通知の11項目』を税務署員にきちんと一言わせて、メモを取ること」「『調査を拒否します』や『調査に協力しません』という言葉を使うと『悪質な調査対象者』と認識されるので言うてはいけません。そのうえで納税者の権利を行使すること」などの解説がありました。

初日2コマ目は、第一経営の税理士による「消費税複数税率の実務作業について」。「10月1日以降の売上や経費に、軽減税率8%の食料品が新聞(週に2回以上発行され、定期購読している物)が含まれていれば、それらは別個に記帳しておかなければいけない。クレジットカードの明細などで、消費税額や率が表記されていない物では、仕入税額控除額を計算するための記帳が出来ず、証拠にもならない。購入品ひとつひとつについて10%対象なのか8%対象なのかが分かる資料の保存が必要。税理士事務所でも作業量が増えて困っている」など、記帳事務が非常に複雑・煩雑になる事実を解説してもらいました。2日目は倉敷民商事件の学習後、総括を行ない、有意義な学習会となりました。



1コマ目は富岡宏之税理士に、2コマ目は杉本周吾税理士に講義していただきました。

給与支払事業所のみなさん 年末調整の準備をしましょう 年末調整とは？

事業者の方は、従業員への毎月の給与や賞与から所得税を源泉徴収していますが、その税額と、実際に従業員の方が納めなければならない税額は通常一致しません。そこで、1年間の給与総額が確定する年末にその年に収めるべき税額を正確に計算し、すでに収めた税額との過不足を精算するための手続きが「年末調整」です。

従業員へ早めの告知を～控除証明書類を提出してもらおう

税務署から届いた厚手の茶色い封筒の中から、従業員に給与所得者の扶養控除(異動)申告書、給与所得者の保険料控除申告書、給与所得者の配偶者控除等申告書を渡して記入押印してもらいます。



また、生命保険や地震保険の控除を証明するハガキ、住宅借入金等特別控除申告書と年末残高証明書、配偶者控除等に必要配偶者の収入証明(源泉徴収票など)も一緒に提出してもらいます。

国民年金・国保の人は 国民年金の人は「(国民年金保険料)控除証明書」が必要です。国民健康保険の人は「健康保険料の納付確認書」が必要ですが、書類の発送が1月下旬(発送自体が無い場合も)なので、役所に申請して発行してもらいます。納めた事が確認できる領収書等があれば、それでも大丈夫です。

いつから年調計算できる？ 従業員からの各種書類がそろい、その年中に支払われる給与総額(賞与含む)が確定すれば、計算ができます。例えば、賞与なし、毎月の給料が25日締め翌月10日払いであれば、12月10日に支払われる給与がその年中に支払われる最終給与となり、この例では最短で11月25日にその年中の給与総額が確定します。

確定申告が必要な人 1か所からしか給与の支払いを受けていない人は、年末調整をすれば確定申告は必要無くなりますが、2カ所以上から給与の支払いを受けている人、医療費控除を受けようとする人、住宅ローン控除を初めて受けようとする人などは、個人で確定申告する必要がありますので、その旨を従業員に告知しましょう。

《予定表》

12/12(木)三役会 18:30～
12/17(火)婦人部会 13:00～
12/18(水)理事会 19:00～
12/27(金)大宮民商事務所 仕事納め
1/5(日)埼商連 新春決起集会 10:30～(埼玉共済会館)
1/6(月)大宮 民商 事務所開き



☆班集金・個別集金ともに15日集金へのご協力をお願い致します。☆相談・来所時には事前に電話連絡ください。
《世相》あおり運転、事故を起こさなくても即、免許取り消しなどの厳罰化に。警察庁が道路交通法に新たに規定し、悪質ドライバー排除を目指す。

消費税課税事業者のみなさん

消費税 8%・10%

区分しての記帳が必要です

2019 年 10 月 1 日からの複数税率開始にともない、消費税課税事業者は売上・経費ともに 10% と 8% を区分しての帳簿付け（区分経理）が必要になりました。

※簡易課税を選択している事業者は、売上のみ区分経理が必要です。

2019 年分の確定申告は ① 2019 年 9 月 30 日以前の 8%
② 2019 年 10 月 1 日以降の 8%（軽減税率）
③ 2019 年 10 月 1 日以降の 10%
の 3 種類の区分経理が必要です。

（例）年間集計表（税込）（飲食店を例にしています）

科目	合計額	課税取引額		
		① 2019.9.30 以前 8%	2019.10.1 以降	
			② 8% (軽減税率)	③ 10%
売上	13,008,000	9,720,000	648,000 ※ 1	2,640,000
仕入（食料）	4,539,600	3,414,600	894,000 ※ 2	231,000 ※ 3
給料 ※ 4	1,920,000			
地代家賃	1,302,000	972,000		330,000
租税公課 ※ 4	395,000			
水道光熱費	364,560	272,160		92,400
接待交際費	26,240	8,640	4,400 ※ 6	13,200
支払保険料 ※ 5	132,000			
修繕費	220,000			220,000
消耗品	195,300	145,800		49,500
経費合計	9,094,700	4,813,200	898,400	936,100

※ 1：飲食店の持ち帰り売上と出前売上は 8%（軽減税率）。 ※ 2：食料品は 8%（軽減税率）。
※ 3：アルコール類は 10%。 ※ 4：消費税不課税の経費。 ※ 5：消費税非課税の経費。
※ 6：贈答品が食料品なら 8%（軽減税率）。

建設業などの業種でも、お中元・お歳暮の食料品や休憩時のジュース代などは軽減税率の 8% 対象なので区分経理しておかなければいけません（区分経理しないと消費税の過少申告になってしまいます）。